（ダンス教授試験の指定の申請）

第二条の三　指定を受けようとするダンス教授講習機関は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　ダンス教授試験に係る事務を行う事務所の所在地

三　ダンス教授試験の名称

2　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　ダンス教授試験の実施の基本的な計画を記載した書面

二　試験員の氏名、住所並びにダンス教授試験に関する資格及び略歴を記載した書面

第三条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク及び」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び」に、「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に改め、同項第十二号中「事業報告書」の下に「、収支決算書、貸借対照表及び財産目録」を加え、「第二条の三第二項」を「第二条の三第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第八号中「第二条の三において読み替えて準用する第一条の三第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十一号中「事業計画」の下に「及び収支予算」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「書面」を「書類」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第六号を同項第十四号とし、同項第五号中「事業報告書」の下に「、収支決算書、貸借対照表及び財産目録」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第四号中「事業計画」の下に「及び収支予算」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第三号を第九号とし、第二号を第八号とし、第一号の次に次の六号を加える。

二　定款又はこれに代わる書類　第一条の三第二項

三　登記事項証明書　第一条の三第二項

四　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面　第一条の三第二項

五　講習業務に係る事業に関する組織を記載した書面　第一条の三第二項

六　資産の総額及び種類を記載した書面　第一条の三第二項

七　講習業務を行うための施設の概要を記載した書面　第一条の三第二項

第三条第二項から第五項までを削り、同条第一項の項番号を削る。

別記様式第1号中「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に、

「第1条の3第1項第2項 第1条の3第2項 第1条の6第1項 第2条第2項	第1条の3第1項第2項 第1条の3第2項 第1条の6第1項 第2条第1項

（第2条の4において読み替えて準用する場合を含む。）を

「第1条の3第1項 第1条の6第1項 第2条第1項 第2条の3第1項 第2条の3第2項	（第2条の3において読み替えて準用する場合を含む。） （第2条の3において読み替えて準用する場合を含む。） （第2条の3において読み替えて準用する場合を含む。） （第2条の3において読み替えて準用する場合を含む。） （第2条の3において読み替えて準用する場合を含む。）

」

に、「フレキシブルディスクを」を「電磁的記録媒体を」に、「フレキシブルディスクと」を「電磁的記録媒体に」に、「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に、「2枚」を「2」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（ダンス教授講習機関に関する経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百七十四号）による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第一条の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けている講習を行う法人は、平成二十五年三月三十一日までに、この規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条の三第一項第二号に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項第一号から第六号までに掲げる書類を国家公安委員会に提出しなければならない。

2　前項に規定するもののほか、この規則の施行の際現に指定を受けている講習を行う法人に対する新規則の適用については、新規則第一条の四中「指定をしたとき」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成二十四年国家公安委員会規則第十四号）附則第二条第一項の規定による提出があつたとき」と、新規則第一条の五第三項中「第一条の三第二項各号に掲げる書類」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第二条第一項の規定により提出された書類（同規則による改正後のこの規則第一条の三第二項第一号から第六号までに掲げる書類に限る。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（平成二十年国家公安委員会規則第十七号）第二条第一項の規定により提出された書面（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則による改正前のこの規則第一条の三第二項各号に掲げる書面に限る。）」と、新規則第一条の六第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年四月一日が属する事業年度以後の毎事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

（ダンス教授試験機関に関する経過措置）

第三条　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第二条第一項の規定による指定（次条において単に「指定」という。）を受けているダンス教授試験は、この規則の施行の日に、新規則第二条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

（ダンス教授試験機関に関する経過措置）

第四条　この規則の施行の際現に指定を受けているダンス教授試験を行う法人は、平成二十五年三月三十一日までに、新規則第二条の三第一項第二号に掲げる事項を記載した書面を国家公安委員会に提出しなければならない。

2　前項に規定するもののほか、この規則の施行の際現に指定を受けているダンス教授試験を行う法人に対する新規則の適用については、新規則第二条の四において読み替えて準用する第一条の四中「指定をしたとき」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第四条第一項の規定による提出があつたとき」と、新規則第二条の四において読み替えて準用する第一条の五第三項中「第二条の三第二項各号に掲げる書面」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則第二条第四項において読み替えて準用する同条第一項の規定により提出された書面（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則による改正前のこの規則第二条の三において読み替えて準用する第一条の三第二項各号に掲げる書面に限る。）」と、新規則第二条の四において読み替えて準用する第一条の六第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年四月一日が属する事業年度以後の毎事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。